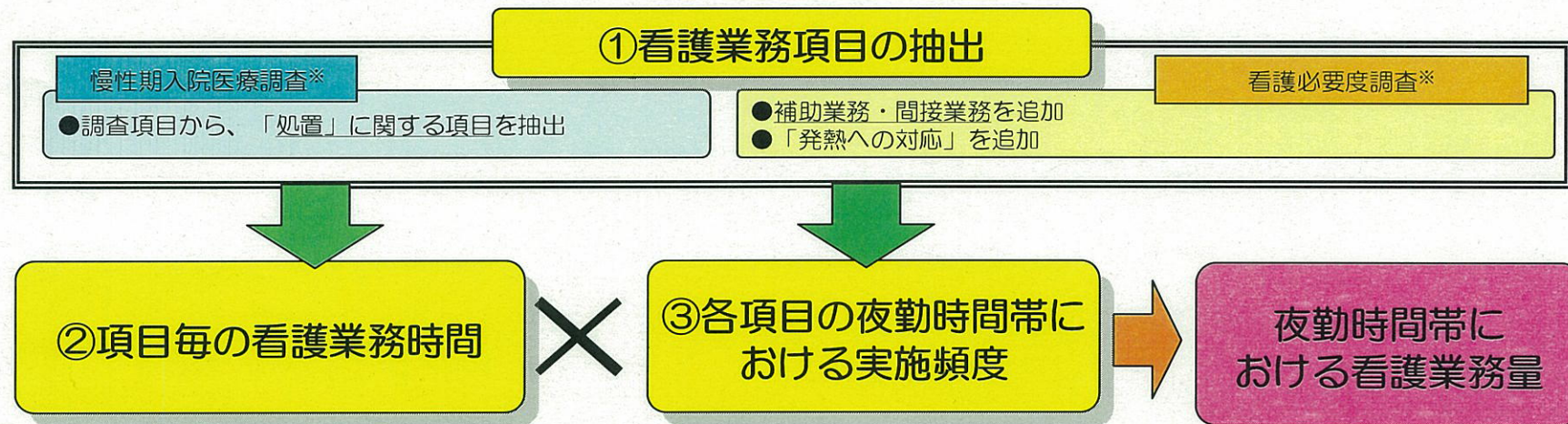


# 「療養病床から転換した介護老人保健施設」における 看護職員の配置について

## 夜勤時間帯に必要な看護業務量の推計方法



※「慢性期入院医療調査」⇒「平成18年度慢性期入院医療の包括評価に関する調査の結果」(H19.6.13版)(厚生労働省保険局)

「看護必要度調査」⇒「看護必要度導入に関する調査研究」(平成13年度 (財)医療情報システム開発センター)

#入所者については、「医療区分1及び医療区分2の3割」の方が療養病床から転換した介護老人保健施設に入所した場合でも、対応が可能となるよう設定。今後、都道府県における直近の転換計画の状況を踏まえて検討。



## 「療養病床から転換した介護老人保健施設」における 夜勤時間帯の看護業務量

○夜勤時間帯に必要な看護業務量は、入所者60人の施設では **22.9人時間** となり、これに見合った看護職員の配置を確保する必要がある。

深夜帯 21:00～翌6:00迄(9時間)	⇒ 9.27人時間	} 合計22.9人時間
早出・遅出 6:00～9:00、17:00～21:00(7時間)	⇒13.65人時間	

(参考)

○夜勤時間帯に必要な看護職員の数

深夜帯 21:00～翌6:00迄(9時間)	⇒ 9.27人時間 ÷ 9時間 = <u>1.03人</u>
早出・遅出 6:00～9:00、17:00～21:00(7時間)	⇒13.65人時間 ÷ 7時間 = <u>1.95人</u>

# 「療養病床から転換した介護老人保健施設」における 看護職員の配置

## 看護職員の常勤換算数

○1日の看護業務量 ⇒ 53.8人時間

・日中の看護業務量（現在の看護配置基準から算出）⇒ 30.9人時間

・夜勤時間帯に必要な看護業務量 ⇒ 22.9人時間

（合計）53.8人時間

○看護職員数について、常勤換算に置き換えた場合、

$$\begin{array}{rcl} 53.8 \text{人時間} & \times & 7 \text{日} \div \\ \text{(1日の看護業務量)} & & \end{array} \quad \begin{array}{rcl} & & 38 \text{時間} \\ & & \text{(看護職員の週当たりの平均業務時間)} \end{array} = \text{9.9人}$$

となり、常勤換算で9.9人の看護職員が必要となる（入所者数60人の場合）。

→ 概ね、看護職員6：1が必要な配置となる。

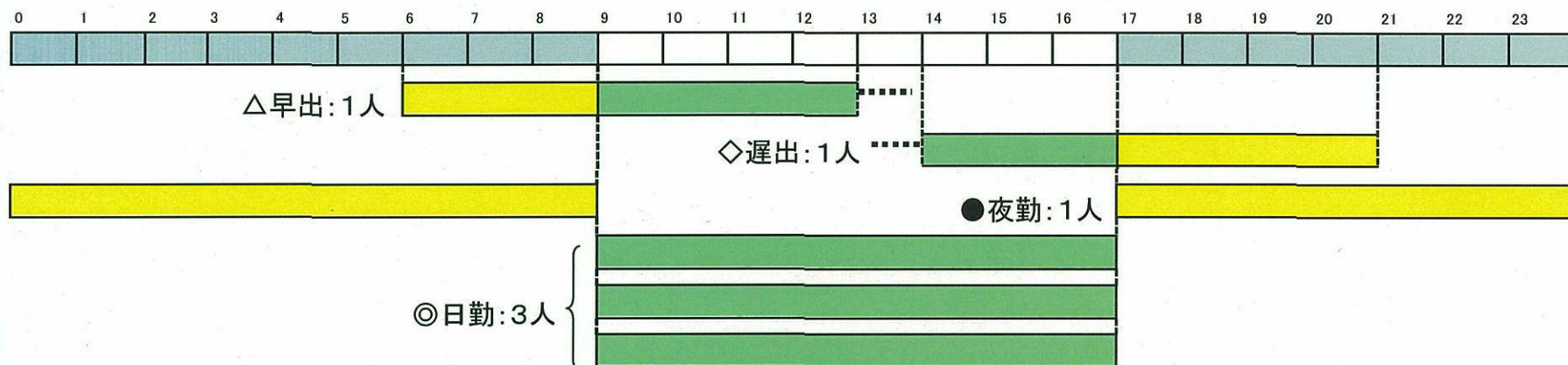
※なお、看護勤務表から年間業務時間：1791.8時間、月夜勤時間：62.7時間となり、これは「年間業務時間が1,800時間以下」及び「月夜勤時間が72時間以下」を満たしている。



# 「療養病床から転換した介護老人保健施設」における 現実的な看護配置の検証

## 看護職員シフトに関する検証

○1日の看護業務量：53.8人時間について、夜勤時間帯に必要看護業務量を確保しながら看護職員シフトを組むと、下記のような設定となる。



	人数	日中の業務量	夜勤時間帯の業務量
△早出(6:00~13:00)	1人	1人 × 4時間 = 4人時間	1人 × 3時間 = 3人時間
◇遅出(14:00~21:00)	1人	1人 × 3時間 = 3人時間	1人 × 4時間 = 4人時間
●夜勤(17:00~9:00)	1人		1人 × 16時間 = 16人時間
◎日勤(9:00~17:00)	3人	3人 × 8時間 = 24人時間	
合計		31人時間	23人時間